平成２５年（フ）第２１号
福岡県みやま市山川町真弓604番地
債務者　福山　竜二
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１３５５号
東京都昭島市上川原町３丁目５番10号グランメール昭島Ｅ102号
債務者　小山　順子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７５号
東京都あきる野市雨間750番地１
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３６号
川崎市川崎区昭和２丁目16番７号　パインフラッツ406、前住所東京都杉並区方南１丁目７番11号　ＭＯＤＵＬＯＲ笹塚Ⅱ402
債務者　古宮　　護
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
川崎市宮前区有馬７丁目11番３―204号　鷺沼ショウエイプラザ、前住所東京都狛江市駒井町３丁目37番12号　エクセル多摩川202
債務者　人見　典幸
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
川崎市高津区子母口500番地１　203
債務者　佐藤　里弥
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
川崎市中原区上小田中２丁目20番８号
債務者　徳留　幸雄
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
川崎市川崎区大師町１番７―102号　武藤ハイツ
債務者　廣瀬　暢宏
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
川崎市宮前区菅生６丁目37番６号　スターハイツ203
債務者　金城　珍久
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地９―111
債務者　金田一輝子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７２４号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅34棟408
債務者　石井　睦子（旧姓黒葛野）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３８号
神奈川県海老名市河原口１丁目16番16―102号
債務者　泉　　秀幸
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９号
愛知県蒲郡市鹿島町深田23番地１　アーバン深田201
債務者　山口　絵真
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５２号
岐阜県中津川市千旦林416番地、開始決定時の住所岐阜県下呂市森1247番地６　雅亭第２寮107号
債務者　林　　義治
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月５日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
岐阜県下呂市馬瀬中切1320番地
債務者　なかもと治療院こと　中本　繁利
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月５日午後４時15分
岐阜地方裁判所高山支部破産係